

資料1

名護特別支援学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

第2条この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（以下省略）
【いじめ防止対策推進法】

(2) いじめの基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(3) 「いじめ」の判断

<input type="radio"/> 「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立つ。	背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目する。
<input type="radio"/> いじめは、「心身の苦痛を感じているもの」と定義するが、多様な態様があることに鑑み、それだけに限定しない。 例① いじめられていても、本人がそれを否定する場合。 例② ネット上で悪口を書き込まれているが、本人が気づいていない場合。	左記の例に関しても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行う。
<input type="radio"/> けんかやふざけ合いであっても、いじめに該当するか否かを判断する。	見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目する。
<input type="radio"/> いじめの認知は、学校いじめ対策委員会を活用して行う。	教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応をとる。

犯罪行為として取り扱われるべきと認められるもの、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものは、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

2 学校におけるいじめ防止等の組織

(1) いじめ防止対策委員会及び生徒指導委員会

校長、教頭、当該学部主事、当該学年主任、生活指導部、支援部等からなる、いじめ防止等の対策委員会を設置する。必要に応じて当該担任、養護教諭、寮務主任を含め委員会を開催する。

(2) 組織の役割

- 未然防止の取組(生徒指導部及び全職員)
- いじめの相談(教頭、担任、支援部、生徒指導部、養護教諭)

- 通報、相談を受けつける窓口（教頭）
- いじめの疑い、児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有（生徒指導部、学年会、学部会）
- 年間計画の作成・実行・検証・修正（いじめ防止対策委員会）
- 教職員の共通理解と意識啓発、校内研修等（教頭、生徒指導部）
- 児童生徒や保護者・地域への情報発信と意識啓発（HP掲載、入学式・始業式等での生徒・保護者への周知）（生徒指導部）
- 定期及び緊急アンケート・面談・聴取等の実施（生徒指導部、担任）
- いじめの認定（いじめ防止対策委員会）
- いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携などの対応を組織的に実施（いじめ防止対策委員会）
- 重大事態への対応（いじめ防止対策委員会）

3 いじめ未然防止、早期発見、早期対応のための取組

- (1) 生徒指導体制の充実
 - ① 全職員協力のもと、秩序ある学校生活づくりに取り組み、生徒を守りぬく信頼ある生徒指導体制を構築し相談しやすい環境づくりに努める。
 - ② 学部会、学年会での情報交換及び共通理解を定期的・臨時的にも対応して行い、各学部教職員で配慮を要する幼児児童生徒について、指導方針、情報交換及び共通理解を図る。
 - ③ 全体集会等で、本校のいじめに対する取り組みを説明し、すべての児童生徒がいじめを行わずいじめを認識しながら放置することが無いよういじめ防止の周知徹底に努める。
 - ④ 生徒の問題行動（いじめを含む）等の発覚の際は生徒指導部を中心に関係職員で迅速に対応する。特に被害生徒がいる場合においては別室（場合によっては校外）での個別対話を重視しながら周りの生徒に気づかれることがないよう十分に配慮して対応する。
 - ⑤ 学級担任が中心となり幼児児童生徒の些細な変化に気を配り、全学校職員で情報を共有するよう努める。
- (2) 相談体制の整備
 - ① すべての職員が学級経営、授業を通して幼児児童生徒からの声に耳を傾け、幼児児童生徒一人一人の理解に努める。生徒の異変等にも気づけるよう心がける。
 - ② 生徒から職員へ相談があった場合は状況に応じて別室で対応する。対話を重点的に行い生徒理解に努める。
 - ③ いじめ通報、相談窓口（教頭）を周知させ保護者や外部からの情報に対応する。
 - ④ 学校いじめ防止対策委員会が「いじめられた児童生徒を徹底的に守り通すこと」を児童生徒に認識させる。いじめにあっている、いじめを見かけた場合は相談できる体制があることを周知させる。
- (3) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策
 - ① 児童生徒の携帯電話、インターネットに関する使用状況の現状把握に努めるとともに、児童生徒にモラル教育を行う。
 - ② インターネット上のいじめ事案が発覚した場合は早急に県警サイバー犯罪対策課、法務局等に相談し、書き込みの削除等の支援を依頼する。
- (4) 保護者、各関係機関との連携
 - ① 保護者や地域、関係機関との連携を図ることで、幼児児童生徒、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、児童デイサービス、地域の関係各課、教育委員会、近隣学校などの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

4 いじめが発覚した場合の早期対応体制

- (1) いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告する。第一に被害者（通報者）の安全を確保し、被害者の立場に立って対応を進める。状況をしっかりと判断し、被害者が信頼できる人（家族、教員、友人、警察等）と寄り添う体制を整え被害者を徹底的に守り抜く対応を行う。
- (2) 生徒指導部及び関係職員で事実、詳細の確認をする。
- (3) いじめ防止対策委員会を開きいじめ解決と被害者を守るために必要な対策対応を検討する。教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応をとらなくてはならない。（教員がいじめの情報を抱え込んでいじめ防止対策委員会に報告しないことはいじめ防止対策推進法違反となり得る）
- (4) 被害保護者への対応(支援を含む)
 - ① 事実関係を伝えるとともに協力体制を整える。
 - ② いじめを受けた児童生徒が、安心して教育を受けられるために別室が必要あると認められるとときは保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
 - ③ 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。
- (5) 加害生徒への対応(支援を含む)
 - ① 事情の確認を行う。
 - ② いじめが人格を傷つける（生命、身体又は財産を脅かす）行為であることを認識させ、自らの行為の責任を自覚させる。
 - ③ 事案によっては、出席停止、懲戒指導や警察との連携を含め、毅然とした態度で対応する。またいじめと判断した場合でもすぐに良好な関係を再び築くことができる場合等においては「いじめ」や「指導」という言葉を使わずに和解させるなどの確な判断を要する。
 - ④ カウンセリング、教育相談等を行い、本人の問題解決及び成長のために支援を行う。必要な場合は関係機関との連携を行う。
- (6) 学部、学年、学級の指導、いじめをはやし立てる生徒への対応
 - ① 自分の問題として考えさせ、いじめを受けている生徒の苦しみを理解させ、いじめは絶対に許されない行為であることに気づかせ、日頃から人権意識を育む。
 - ② 学部集会、学年集会、学級経営等を通してすべての児童生徒がいじめを行わずいじめを認識しながら放置することが無いよういじめ防止の周知徹底に努める。また被害生徒が安心できる環境作りに努める。

5 重大事態について

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（以下省略）【いじめ防止対策推進法】

（1）重大事態の意味について

法28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、以下の通りのケースが予想される。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

法28条第1項第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

※ ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

※ その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、児童生徒又は保護者からの申立てでは、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 重大事態の対処について

① 発生報告

ア 教育委員会へ報告

※ 重大な被害が生じる可能性がある場合は所轄署へも援助要請

② 重大事態の調査(調査の主体を学校にするか設置者にするかは教育委員会が決定)

ア アンケート実施

- 実施前に、内容について被害保護者へ承諾を得る
- アンケート対象は状況に合わせて決定(クラス、学年、部活動等)

イ 面談実施

- 教員、被害本人、加害本人、周囲の生徒、部活動の生徒等
- 生徒への面談は、毎回複数名で聞き取りを行う

③ 調査結果の情報提供及び報告

ア 被害児童生徒・保護者への報告

イ 教育委員会を通して首長への報告

※ ①の報告後、希望がある場合は被害児童生徒・保護者の所見を記載した文書を添付

いじめ防止対策委員会規約

(主旨)

第1条 この規約は、いじめ防止対策推進法第22条の規定に基づき、沖縄県立名護特別支援学校いじめ防止対策委員会(以下委員会とする)の組織及び運営に関する必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 委員会は、いじめ防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、校内の協力体制を確立し、対策を推進することを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は前条の目的を達成するために、次の事項について審議し、それを推進する。

- (1) 学校基本方針に基づく取組の実施、年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- (2) いじめの相談・通報の窓口に関すること。
- (3) いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに関わる情報の収集と記録、情報共有に関すること。
- (4) いじめの疑いに係る情報があった時の対応に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、校長、教頭、当該学部主事、生活指導部、支援部、関係職員で構成する。

(附則) この規約は、平成30年12月25日から施行する。

いじめ防止プログラム年間計画

県立名護特別支援学校

<1学期>

- ① いじめに関する基本方針、取り組み説明、組織的対応の確認及び職員の共通理解
- ② 入学式、PTA総会を通していじめ防止基本方針を保護者へ周知
- ③ 本校いじめ防止基本方針をホームページ掲載
- ④ 生徒オリエンテーションで全校生徒へ向けていじめ防止に関する説明
- ⑤ 気になる児童生徒の情報交換【学年職朝（週1回）、定期学年会、臨時学年会、学部会、生徒支援情報会（週1回）〈支援部・生徒指導部・進路部・各学年主任参加〉】
- ⑥ 家庭訪問、三者面談
- ⑦ 教育相談（保護者、担任）
- ⑧ アンケート実施、集計、検証
- ⑨ いじめ防止取り組み呼びかけ

<2学期>

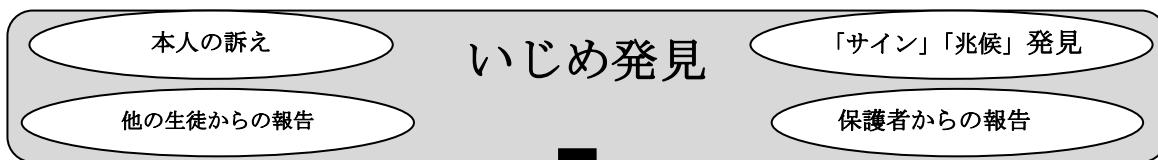
- ① 夏期休業開け適応指導・教育相談（保護者、担任）
- ② 気になる児童生徒の情報交換【学年職朝（週1回）、定期学年会、臨時学年会、学部会、生徒支援情報会（週1回）〈支援部・生徒指導部・進路部・各学年主任参加〉】
- ③ アンケート実施、集計、検証
- ④ 三者面談
- ⑤ 学校評価アンケート実施及び分析

<3学期>

- ① 冬期休業開け適応指導・教育相談（保護者、担任）
- ② 気になる児童生徒の情報交換【学年職朝（週1回）、定期学年会、臨時学年会、学部会、生徒支援情報会（週1回）〈支援部・生徒指導部・進路部・各学年主任参加〉】
- ③ アンケート実施、集計、検証
- ④ 今年度いじめ防止基本方針の評価、見直し、改訂等

いじめ対策フローチャート図

県立名護特別支援学校



一次対応（緊急対応） 生徒指導部、担任、支援部、学年会

- 1、被害者の安全確保し、被害者の立場に立って対応を進める。
- 2、生徒指導部及び関係職員で事実、詳細の確認を行い、管理者へ報告する。
- 3、状況をしっかりと判断し、場合によっては学年会、学部会で指導体制を整え被害者を徹底的に守り抜く体制を整える。

いじめ防止対策委員会

いじめの認知、協働体制の確立
指導方針の共通理解

教育委員会への報告 関係機関との連携

二次対応（短期対応）

1、被害保護者への対応

- (1) 事実関係を伝え協力体制を整える。
- (2) 保護者との連携を図りながら、必要に応じて別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- (3) 犯罪行為として取り扱うべきいじめに関しては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

2、加害生徒への対応（支援）

- (1) 事情の確認を行う。
- (2) いじめが人格を傷つける行為であることを認識させ、行為の責任を自覚させる。
- (3) 事案によっては出席停止、懲戒指導を行い、警察と連携するなど毅然とした対応を行う。また状況によって再び良好な関係が築くことが可能であれば「いじめ」や「指導」という言葉を使わずに和解させるなどの的確に判断する。
- (4) カウンセリング、教育相談、関係機関等と連携し本人の問題解決及び成長のために支援を行う。

3、学部、学級での指導、はやし立てる生徒への指導

学部集会、学年集会、学級経営を通してすべての児童生徒がいじめを行わずいじめを認識しながら放置することが無いよういじめ防止の周知徹底に努める。また被害生徒が安心できる環境作りに努める。

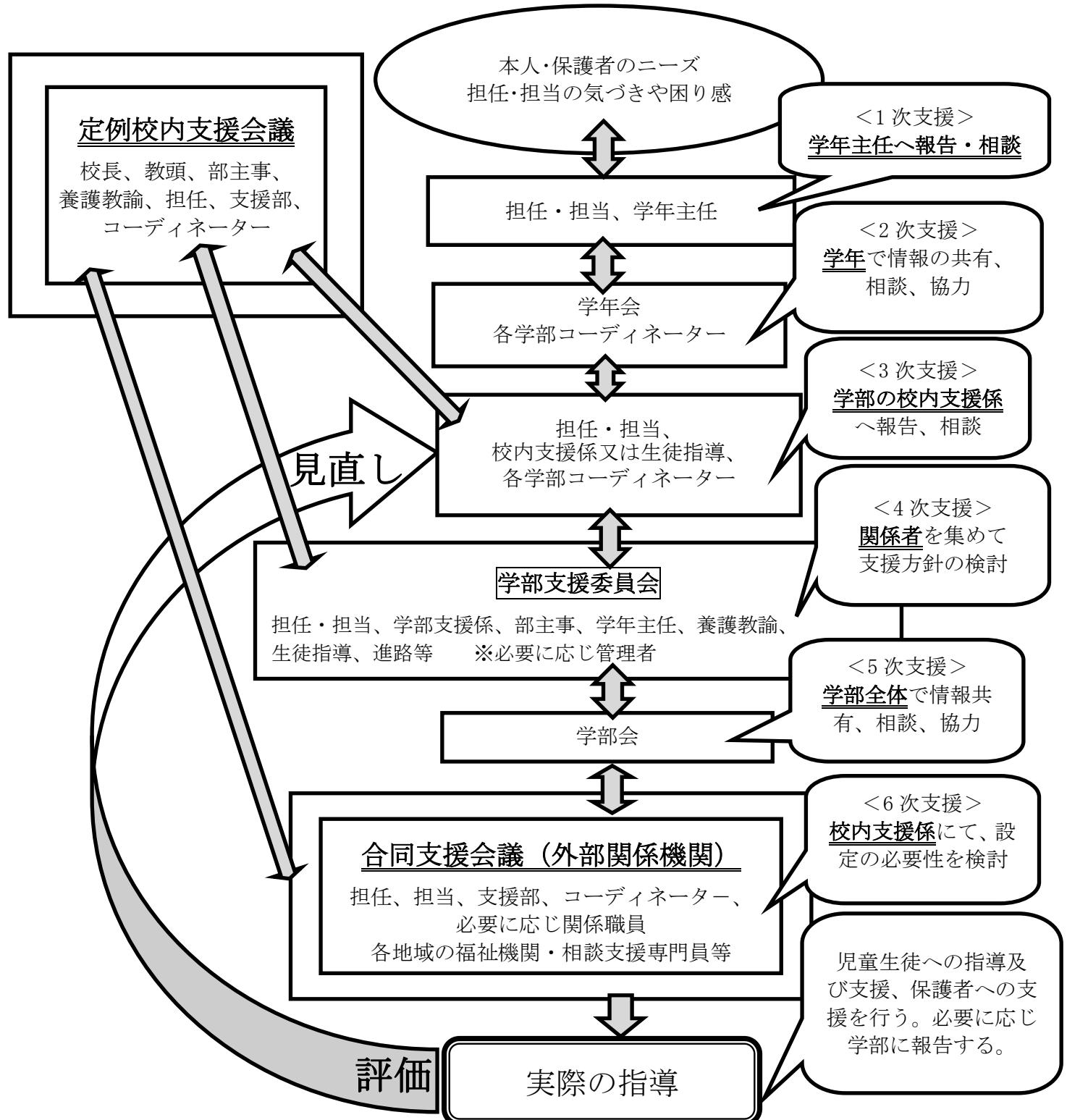
三次対応（長期対応）

- 1、保護者と連携し被害生徒の適応支援、いじめの再発防止に努め、相談体制を継続する。
- 2、加害生徒の態様に応じた規範意識の育成、人権意識を高める指導を継続し再発防止に努める。
- 3、学部、学年全体を通して人権意識を高める道徳教育、特別活動の実践、いじめ問題を防止、解決できる学級、学年、学部集団育成指導を充実させる。

いじめの未然防止に向けた取組

校内支援体制・支援会議の流れ

県立名護特別支援学校



校内支援体制・支援会議 役割分担

県立名護特別支援学校

2次支援：学年

- ★運営：通常の学年会と同様。
- ★記録保管（学年会記録簿）。
- ★担任・担当はケース会議記録簿（支援システム内）に記録し、学年での話し合いの様子を支援部にもご一報下さい。

3次支援：支援部

- ★話し合い記録：支援部
- ★担任・担当はケース会議記録簿（支援システム内）に記録をお願いします。

4次支援：学部支援委員会

- ★日時の設定：支援部
- ★記録保管：支援部
- ★司会：校内支援係
- ★担任・担当はケース会議記録簿（支援システム内）に記録をお願いします。

5次支援：学部会

- ★運営：通常の学部会と同様
- ★記録保管：支援部
- ★日時の設定：学部主事
- ★担任・担当はケース会議記録簿（支援システム内）に記録をお願いします。

6次支援：合同支援会議

- ★運営：校内支援係中心に行う
- ★記録保管：支援部
- ★日時の設定：コーディネーター
- ★担任・担当はケース会議記録簿（支援システム内）に記録をお願いします。